

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和8年8月17日

分任支出負担行為担当官
東京空港事務所長 後藤 秀行

1. 業務概要

- (1) 業務の名称
令和8年度 東京国際空港地下道定期点検調査
- (2) 履行場所
東京国際空港内
- (3) 業務内容等
別紙のとおり
- (4) 履行期間
契約締結日の翌開庁日から令和9年3月19日まで
- (5) 電子調達システム対象
本案件は、資料等の提出、入札等を電子調達システムで行うため、電子調達システムによる場合は、電子認証（ICカード）を取得していること。
なお、電子調達システムによりがたいため、入札書等を郵送又は持参し、入札の参加を希望する者（以下「紙入札による参加を希望する者」という。）は、その承諾願いを分任支出負担行為担当官東京空港事務所長（以下「分任支出負担行為担当官」という。）に提出することで、入札に参加することの承諾を得ることができる。
- (6) 総合評価落札方式による実施
本案件は、技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式により実施する。
なお、本案件は賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う業務である。
- (7) 本業務は、競争参加資格確認申請書を提出し、競争参加資格に適合した者に対して、入札説明書に示す競争参加資格確認結果通知に合わせて、見積参考資料（金額抜き設計書、特別調査価格、見積価格）を開示する試行業務である。

2. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和7・8年度国土交通省一般（指名）競争参加資格「測量及び建設コンサルタント等（建設コンサルタント）」のA等級に格付けされ、東京航空局における競争参加資格を有する者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東京航空局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
なお、当該資格を有していない者については、「競争参加資格に関する公示」（令和6年10月1日付官報）に記載されている申請方法等により、競争参加資格の申請を受け付ける。
- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
但し(3)の再認定を受けている者を除く。

- (5) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限から開札日までの間に、国土交通省東京航空局長から航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年6月28日付け空経第386号）に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (6) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（基準に該当する者のすべてが設計共同体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。
なお、上記の関係がある場合に、辞退者を定めることを目的に当事者間で連絡を取るとは、国土交通省航空局競争契約入札者心得第4条の3第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること（詳細については入札説明書を参照。）。
- (7) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (8) 予決令第73条の規定に基づき、分任支出負担行為担当官が別途定める競争参加資格要件事項を全て満たす者であること（詳細については別紙を参照。）。

3. 入札手続き方法等

(1) 担当部局

〒144-0041 東京都大田区羽田空港3-3-1
東京航空局東京空港事務所総務部会計課調達担当
TEL 03-5757-3004

(2) 入札説明書の交付方法

- (a) 入札説明書等を電子調達システムにより交付する。交付期間は、本日より令和8年8月27日17時00分までとする。期限日以降の入手は認めないものとする。電子調達システムによる入札説明書等のダウンロード方法については、次を参照のこと。

https://www.cab.mlit.go.jp/tcab/img/contract/03_koukoku_tcab_ippan_pdf/20-210107-02.pdf

- (b) (a)の交付方法による入手ができない入札参加希望者は、上記(1)に問い合わせること。受付期間は、本日より令和8年8月27日まで
(但し、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く。）の10時00分から12時00分及び13時00分から17時00分まで（最終日は16時00分）の間とする。

(3) 申請書及び資料等の提出期限

上記(2)で交付する入札説明書の指示に従い、入札説明書に添付する様式を使用したうえ、以下の提出期限までに提出すること。

令和8年8月28日 14時00分まで

- (a) 電子調達システムによる者は、提出期限までに申請書及び資料を下記(5)に掲げるURLに提出しなければならない。
- (b) 紙入札による参加を希望する者は、提出期限までに申請書及び資料を上記(1)に掲げる場所に持参、郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。）により提出（提出期限までに必着とする。）しなければならない。

(4) 入札書の提出期限

- (a) 電子調達システムにより入札する場合は、下記(6)の開札日の前日（休日を除く。）の令和8年9月15日 16時00分までに下記(5)に掲げるURLから入札しなければならない。
- (b) 郵送等により入札書を提出する場合は、信書便（郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便をいう。）により(1)に入札書を送付することとし、下記(6)の開札日の前日（休日を除く。）の令和8年9月15日までに必着とする。
- (c) 持参により入札書を提出する場合は、下記(6)の開札日時及び場所に入札書を持参し、提出しなければならない。

(5) 電子調達システムのURL及び問い合わせ先

電子調達システム <https://www.nyusatsu.geps.go.jp/OMP/Accepter/>
電子調達システムヘルプデスク TEL 0570-000-683（ナビダイヤル）

(6) 開札日時及び場所

令和8年9月16日 11時00分 東京空港事務所 5階C会議室

4. その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除

(3) 契約保証金

納付。但し、利付国債の提供又は金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代わる担保とすることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。なお、詳細は入札説明書を参照すること。

(4) 入札参加者に要求される事項

開札日の前日までに申請書及び資料の内容に関する分任支出負担行為担当官からの照会があった場合には、説明をしなければならない。

なお、提出期限までに申請書及び資料を提出しない者又は競争参加資格が無いと認められた者は、本案件に参加することができない。

(5) 競争参加資格の確認

本案件の参加希望者は2. に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、申請書及び資料を提出し、分任支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、2. (3) に掲げる事項を満たしていない者も申請書及び資料を提出することができるが、2. (1)、(2) 及び(4) から(8) に掲げる事項を満たしている時は、開札日において、2. (3) に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格が有ることを確認するものとする。

但し、当該確認を受けた者が入札に参加するためには、開札日において2. (3) に掲げる事項を満たしていなければならない。

(6) 入札の無効

2. に掲げる資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに入札説明書(仕様書等添付書類を含む。)及び国土交通省航空局競争契約入札者心得において示した条件等入札に関する条件に違反した者のした入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札者決定を取り消す。

なお、分任支出負担行為担当官により競争参加資格のある旨を確認された者であっても、開札時において2. に掲げる資格のないものは、競争参加資格のない者に該当する。

(7) 入札方法

入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、本案件に係る諸経費等を含め見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(1円未満の端数は切り捨て。)をもって落札価格とする。

原則として、当該入札の執行において入札執行回数は2回を限度とする。

なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合には、原則として予決令第99条の2の規定に基づく随意契約には移行しない。

(8) 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の入札価格であり、総合評価による評価値の最も高い者を落札者とする。

入札した者を落札者としてことがある。

但し、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者としてことがある。

なお、落札者となるべき者が２者以上となった場合は、くじにより落札者を決定するものとする。

(9) 契約書作成の要否

(10) その他詳細
入札説明書による。

[別紙]

○ 業務内容等について

1. (3)業務内容等とは、下記に掲げる内容とする。

本業務は、東京国際空港における地下道の変状等損傷状況を把握し、施設の診断評価等を行うものである。

【業務内容】

- | | |
|-------------|-----|
| 1. 計画準備 | 1 式 |
| 2. 現地踏査 | 1 式 |
| 3. 定期点検 | 1 式 |
| 4. 定期点検調書作成 | 1 式 |
| 5. 打合せ協議 | 3 回 |
| 6. 照査 | 1 式 |
| 7. 報告書作成 | 1 式 |

○ 分任支出負担行為担当官が別途定める競争参加資格要件事項について

2. 競争参加資格(8)の「予決令第73条の規定に基づき、分任支出負担行為担当官が別途定める競争参加資格要件事項を全て満たす者であること。」とは、下記に掲げる事項とする。

なお、当該契約の入札に参加するためには、2. 競争参加資格の各要件及び下記に掲げる事項を全て満たす者であること。

(1) 次に掲げる業務実績（履行期間中のものは除く。）を有すること。

平成28年4月1日以降に、元請けとして完了した次に掲げる要件を満たす業務実績を有すること。

- ・コンクリート構造物（地下道、トンネル、シェッド、大型カルバート、擁壁等）に関する点検調査等業務※1

なお、軽微な業務（契約額100万円未満）は除く。

（補足）

本案件は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（簡易型）により実施することから、評価基準となる「同種業務」及び「類似業務」を次のとおり定めている。

- ・同種業務：地下道又はトンネルに関する点検調査等業務※1
- ・類似業務：コンクリート構造物（シェッド、大型カルバート、擁壁等）に関する点検調査等業務※1

※1「点検調査等業務」とは現況調査、診断、目視点検調査、健全度評価調査及び健全度評価のいずれかをいう。

(2) 次に掲げる基準①②の要件をすべて満たす管理技術者を当該業務に配置できること。

①下記のいずれかの資格を有する者であること。

- ・技術士 総合技術監理部門（建設）の資格を有し、技術士法に基づく登録を行っているもの
- ・技術士 建設部門の資格を有し、技術士法に基づく登録を行っているもの
- ・国土交通省登録技術者資格（空港土木施設点検評価技士）
- ・土木学会認定技術者（特別上級土木技術者、上級土木技術者、又は1級土木技術者）
- ・RC CM（鋼構造及びコンクリート部門、又はトンネル部門）の資格を有し、「登録証明」の交付を受けているもの
- ・公益社団法人日本コンクリート工学会が認定するコンクリート診断士

②上記(1)の要件を満たす業務実績（再委託による業務・照査技術者の実績は含まない。）を有する者であること。

- (3) 次に掲げるいずれかの資格を有する照査技術者を当該業務に配置できること。
- ・技術士 総合技術監理部門（建設）の資格を有し、技術士法に基づく登録を行っているもの
 - ・技術士 建設部門の資格を有し、技術士法に基づく登録を行っているもの
 - ・土木学会認定技術者（特別上級土木技術者、上級土木技術者、又は1級土木技術者）
 - ・RCCM（鋼構造及びコンクリート部門、又はトンネル部門）の資格を有し、「登録証明」の交付を受けているもの
 - ・公益社団法人日本コンクリート工学会が認定するコンクリート診断士
- (4) 上記(1)及び(2)で申請する業務実績が国土交通省の発注業務の場合にあっては、業務成績評定点が60点未満のものを除く。
- (5) 令和6年4月1日から令和8年3月31日の間に完了し、業務成績評定点の通知を受けた業務のうち、東京航空局及び大阪航空局から受注した「測量及び建設コンサルタント等（建設コンサルタント）」に係る全ての業務成績評定点を合計し、1件あたりの平均が60点以上であること。
- ただし、東京航空局及び大阪航空局から受注した当該実績が無い場合、又は業務成績評定点の通知を受けていない場合は、この限りではない。